

一般社団法人愛知県溶接協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県溶接協会（略称「AWE S」：以下「この法人」という）
（英文名：The Aichi Welding Engineering Society.）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市熱田区に置く。
2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、溶接・接合に関する調査研究、技術の向上及び普及に係る施策の推進等を行うこと
により、溶接・接合関連産業の健全な発展を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 溶接・接合に関する調査研究
(2) 溶接・接合に関する普及及び啓発
(3) 溶接・接合に関する人材の育成
(4) 溶接・接合に関する 官公庁、国内外の学協会及び研究機関等との交流及び協力
(5) 前各号に掲げるほか、この法人の目的を達成するに必要な付帯または関連する事業
2 前項の事業については、愛知県及びその周辺において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。
(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
(3) 特別会員 この法人の活動に功績のあった個人、又は溶接・接合に関する学識又は
経験を有する個人であって理事会から推薦された者
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」とい
う)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、そ
の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、会員になった
とき及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会（以下「総会」という）において別に定める額を
支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会すること
ができる。
2 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。
(1) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
(2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
(3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが
できる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の各場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 第7条の支払い義務を2年間以上履行しなかったとき。
(2) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の各場合によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れ
る。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 事業計画及び収支予算書の承認
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額、又はその規定
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
(5) 定款の変更
(6) 会員の除名
(7) 解散及び残余財産の処分
(8) 不可欠特定財産の処分の承認
(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開会)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時に
開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事（以下「会長」と
いう）が招集する。
2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事

項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 ただし、第15条第2項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上の正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席があつて、出席正会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第19条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面（電磁的方法を含む）又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。電磁的方法による議決権の行使を行う場合には、総会前日までに表決権を行使する書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行うものとする。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第18条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事又は正会員のうちから2名を選任し、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 20以上30人以内

- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第13条の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 4 第2項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 5 理事会は、その決議によって、理事の中から副会長並びに専務理事を置くことができる。ただし、副会長は5名以内、専務理事は1名とする。
- 6 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事いずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の総数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行、統轄する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。
 - 5 会長、専務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第21条の定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利と義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

(報酬)

- 第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 常勤の業務執行理事については、第1項の総額の範囲内で理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。
 - 3 理事及び監事等役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会をおく。
- 2 理事会は、すべての理事を以て構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職並びに会長、副会長及び専務理事の任免

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、第23条4項の規定により、定められた理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、理事会において選定した理事2名及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 組織

(幹事会)

- 第35条 この法人に、第4条に定める事業の円滑な遂行を図るため、事業の企画並びに調整及び運営業務のために、理事会の決議により、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、その目的とする事項について、計画案を策定し理事会に提出する。若しくは理事会から委任された業務をおこなうものとする。
 - 3 幹事は、理事会により選出し、会長が任命する。
 - 4 幹事会は、幹事のほか業務執行理事、事務局長で構成する。

(部会及び委員会)

- 第36条 本会は、第4条に定める事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、溶接に関する調査及び研究あるいは教育及び普及に係る専門部会、研究委員会、並びに業務執行に係わるコンプライアンスを確保するためその他必要な委員会を置くことができる。
- 2 第1項の委員会は、その目的とする事項について、調査研究し又は計画案を策定し理事会に提出する。若しくは理事会から委任された業務をおこなうものとする。

(事務局)

- 第37条 この法人に、事業の円滑な推進のため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委託し、職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局の運営に関する事項については、理事会の決議のよって別途細則を定める。

第8章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任免除)

- 第38条 この法人は、理事会の決議によって、役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

- 第39条 別表の財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。
- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理する。処分をするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(資産の構成)

- 第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金収入
 - (3) 会費収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他の収入

(資産の管理)

- 第41条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

- 第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度事業開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。
- 3 第1項の規定による総会の承認を得た書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を経た上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、3号から6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(特別会計)

第47条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第48条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

2 この法人の決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第49条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現任数の3分の2以上の承認を得るものとする。

(基金)

第50条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方式その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報又は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第12章 附 則

(細則)

第55条 この定款の実施に關して必要な細則は、理事会の議決を得て、別に定める。

(施行)

第56条 この定款は、設立登記の日から施行する。

2 登記完了後速やかに設立総会を開催し、この定款の承認を得るものとする。

(設立当初の事業年度)

第57条 第43条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の事業年度は設立登記の日から平成21年3月31日までとする。

(財産の移管等)

第58条 社団法人日本溶接協会愛知県支部の属した権利義務及び財産の一切は、この法人が継承する。

2 この法人の登記を以て社団法人日本溶接協会愛知県支部は、この法人に併合し、平成20年4月1日から登記前日までの会計決算を行うものとする。

(設立時社員の住所及び氏名)

第59条 この法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。
省略

(設立時役員)

第60条 この法人の設立時の役員（代表理事、理事及び監事）は、次のとおりとする。
省略

2 第25条の規定にかかわらず任期は、設立総会までとする。

追伸

本定款は、平成21年1月20日設立総会をもって可決承認された旨付記する。